資料４－２

【　参　考　資　料　】
平成２７年１１月２０日
労働基準部監督課

平成26年度トラック運送事業者定期監督指導結果

大阪労働局管下の13労働基準監督署が平成26年度にトラック運送事業者に対して実施した定期監督（総合的監督指導を実施したもの）の結果は以下のとおりです。

監督指導実施結果の概要
※廃止や移転した事業場は集計から除いています。

	件数	違反率
監督実施事業場	179件	―
法違反事業場	162件	90.5%
改善基準違反事業場	115件	64.2%

主要な違反事項／違反率

	労働基準法関係	違反率	安全衛生法関係	違反率	改善基準	違反率
1	労働時間	68.7%	健康診断	24.0%	最大拘束時間	54.2%
2	賃金台帳	33.5%	安全衛生管理体制	7.3%	総拘束時間	44.7%
3	割増賃金	32.4%			休息期間	38.5%
4	就業規則	22.9%			連続運転時間	25.7%

注1）　改善基準とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（資料1参照）を指します。

・監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿等関係書類の検査などの権限が与えられています。
・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

監督指導実施結果

1　法違反等事業場の状況

平成26年度に定期監督を実施した事業場数は179件（廃止等事業場は除きます）で、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は162件、法違反率は90.5%でした。

また、改善基準違反が認められ、改善を指導した事業場は115件、改善基準違反率は64.2%でした。

2　労働基準法等の主要な違反事項

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
労働基準法第15条（労働条件の明示）	39件	21.8%	労働者を雇い入れる際に、賃金額や賃金支払方法等の法定事項について書面を交付していないもの。
同法第32条（労働時間）	123件	68.7%	時間外労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。 時間外労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。
同法第37条（割増賃金）	58件	32.4%	法定時間外労働、深夜労働（原則として午後10時から午前5時）を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。 法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。
同法第89条（就業規則の作成等）	41件	22.9%	常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。
同法第108条（賃金台帳）	60件	33.5%	労働日数、労働時間数、時間外・休日・深夜労働時間数、賃金の種類毎の金額等法定記入事項が記入されていない、あるいは適正に記入されていないもの。
最低賃金法第４条(最低賃金)	16件	8.9%	賃金を時間額に換算したところ、大阪府最低賃金以上の賃金が支払われていなかったもの。

3　労働安全衛生法の主要な違反事項

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
労働安全衛生法第10条から12条の2、第14条、第15条及び第17条から第19条まで（安全衛生管理体制）	13件	7.3%	常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(安全管理者・衛生管理者・産業医等)を選任していないもの。 常時10人以上50人未満の労働者を使用しているのに法定の管理者（安全衛生推進者）を選任していないもの。 常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の安全・衛生委員会等を設置していないもの。
同法第66条（健康診断）	43件	24.0%	常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。 常時深夜業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、特定健康診断を実施していないもの。

4　自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の主要な違反事項　（資料1参照）

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
総拘束時間に関する違反	80件	44.7%	1カ月の拘束時間の限度を超えているもの。 ※拘束時間：労働時間と休憩時間の合計
最大拘束時間に関する違反	97件	54.2%	1日の拘束時間の限度を超えているもの。
休息期間に関する違反	69件	38.5%	1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。
最大運転時間に関する違反	24件	13.4%	1日あるいは週の運転時間の限度を超えているもの。
連続運転時間に関する違反	46件	25.7%	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩を確保していないもの
休日労働に関する違反	9件	5.0%	法定休日労働を2週に1回を超えて行わせているもの。

道路貨物運送業（トラック運送業）は、国内の産業を支える基幹的な事業の一つであり、私たちの生活に欠かせないものです。

しかし、
- 時間外労働に関する協定（36協定）なき時間外労働や36協定で定める延長限度を超える時間外労働
- 1日の最大拘束時間を超えた運行

など、長時間労働の実態が監督結果にも表れており、過労運転が交通事故の要因の一つともなっています。

これらの背景として、集荷・配達時間等発注条件の制約、荷主都合による手待ち時間、配送先（荷主等）における荷役作業の制約などトラック運送事業者のみでは解決が困難な問題も挙げられています。

このため大阪労働局では、今後も
- ①監督指導
- ②トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会（平成27年7月設置）
- ③近畿運輸局と連携した荷主への要請

などを通じて、トラック運転者の労働条件改善と安全衛生確保に取り組んでまいります。

改善基準告示の概要（トラック運転者）

資料１

区　分	主な内容
総拘束時間	１か月　293時間以内 （労使協定を締結した場合には、１年のうち６か月までは、１年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で１か月320時間まで延長可）
最大拘束時間	１日　　原則13時間以内 延長する場合でも　最大16時間以内（15時間超えは1週2回まで）
休息期間	１日の休息期間は、継続8時間以上 （運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように）
最大運転時間	１日の運転時間は、2日平均で9時間以内 １週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 （分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上）
特例	①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。 ②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可（ただし、車輌内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る）。 ③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。 ④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。

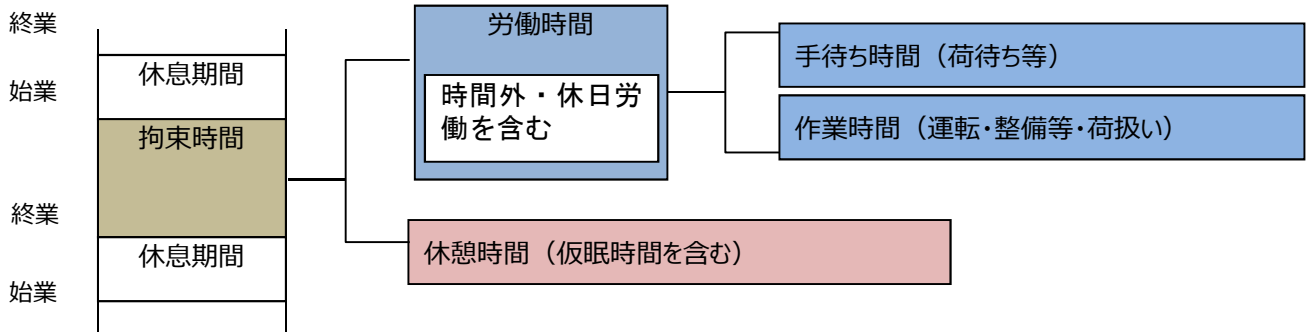

拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。
休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。